

○金属くず類回収業に関する条例

昭和32年10月1日
条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、金属くず類の盗犯その他の犯罪を防止し、その適正な取引を保障するため、金属くず類の回収業について必要な事項を定め、もつて県民の福祉の保持に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において「金属くず類」とは、金属塊、金属製品（半製品を含む。）又は金属くず（廃品を含む。）であつて、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 本来の生産目的に従つて、売買し、交換し、加工し、又は使用されるもの
- (2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第1項に規定する古物

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 回収業 金属くず類を売買し、若しくは交換し、又は委託を受け売買し、若しくは交換する営業であつて、金属くず類を売却することのみを行うもの以外のものをいう。
- (2) 業者 回収業を営む者で次条の規定による許可を受けたものをいう。

(営業の許可)

第3条 回収業を営もうとする者は、公安委員会規則で定めるところにより、営業所（営業所のない者については、住所又は居所をいう。以下同じ。）ごとに公安委員会の許可を受けなければならない。

(許可の基準等)

第4条 公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- (1) 強盗、窃盗又は盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物をいう。以下同じ。）に関する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、1年を経過しない者
- (2) 前条の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、6月を経過しない者
- (3) 第23条の規定により許可を取り消され、その取消の日から1年を経過しない者
- (4) 心身の故障により回収業の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの
- (5) 営業について成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第7号のいずれにも該当し

ない場合を除くものとする。

(6) 住居の定まらない者

(7) 法人で、その業務を行う役員のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する者がある者

2 公安委員会は、許可をしない場合においては、書面により、申請者にその旨を通知しなければならない。

(許可証)

第5条 公安委員会は、第3条の規定による許可をするときは、許可証を交付しなければならない。

(許可証の書換え交付)

第6条 業者は、許可証の記載事項について変更を生じたときは、10日以内に許可証の書換え交付を公安委員会に申請しなければならない。

(許可証の再交付)

第7条 業者は、許可証を亡失し、又は盗み取られたときは、遅滞なく許可証の再交付を公安委員会に申請しなければならない。

2 業者は、許可証をき損し、又は汚損したときは、許可証の再交付を公安委員会に申請することができる。

(許可証の返納)

第8条 業者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、10日以内に許可証(第2号に掲げる場合にあつては、回復した許可証)を公安委員会に返納しなければならない。

(1) 廃業したとき。

(2) 許可証の再交付を受けた者が亡失し、又は盗み取られた許可証を回復したとき。

(3) 第3条の規定による許可を取り消されたとき。

2 前項第1号の規定による許可証の返納があつたときは、第3条の規定による許可は、その効力を失う。

3 業者が死亡したときは、同居の親族又は法定代理人は、第1項の規定により許可証を返納しなければならない。

4 法人が合併以外の理由により解散し、又は合併により消滅したときは、合併以外の理由による解散の場合にあつては清算人又は破産管財人が、合併の場合にあつては消滅した法人の役員であつた者が第1項の規定により許可証を返納しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第9条 業者は、自己の名義をもつて、他人に回収業を営ませてはならない。

(標識の掲示)

第10条 業者は、営業所の見やすい箇所に、第3条の規定による許可を受けたことを示す標識を掲示しなければならない。

(確認及び申告)

第11条 業者は、金属くず類を買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、身分証明証その他の証票の提示を求める等の方法により、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。

2 業者は、前項の場合において不正品の疑いがあるときは、直ちにその旨を警察官に申告しなければならない。

(帳簿等への記載等)

第12条 業者は、売買若しくは交換のため、又は売却若しくは交換の委託により、金属くず類を受け取り、又は譲り渡したときは、その都度、公安委員会規則で定めるところにより、所定の事項を、帳簿若しくは公安委員会規則で定めるこれに準ずる書類（以下「帳簿等」という。）に記載をし、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録をしておかなければならない。

2 業者は、前項の帳簿等を最終の記載をした日から3年間営業所に備え付け、又は同項の電磁的方法による記録を当該記録をした日から3年間営業所において直ちに書面に表示することができるようにして保存しておかなければならない。

3 業者は、第1項の帳簿等又は電磁的方法による記録をき損し、若しくは亡失し、又はこれらが滅失したときは、遅滞なく営業所の所在地を管轄する警察署長に届け出なければならない。

(品触れ)

第13条 警察本部長又は警察署長は、必要があると認めるときは、業者に対して盗品等の品触れを発することができる。

2 業者は、前項の品触れを受けたときは、その品触書に到達の日付を記載し、その日から6月間これを保存しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年山口県条例第32号）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、到達の日付を記載することを要しない。

3 業者は、品触れを受けた日にその金属くず類を所持していたとき又は前項の期間内に品触れに相当する金属くず類を受け取つたときは、直ちにその旨を警察官に届け出なければならない。

4 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、同条第3項の規定は、適用しない。

(差止め)

第14条 警察本部長又は警察署長は、業者が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属くず類について、盗品等又は遺失物であると疑うに足りる相当の理由があると認めるときは、その業者に対し、30日以内の期間を定めて、その金属くず類の保管を命ずることができる。

(立入り等)

第15条 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、営業所又は金属くず類の保管場所に立ち入り、金属くず類及び帳簿等（第12条第2項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。）を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 前項の場合においては、警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(休業の届出)

第16条 業者は、引き続き3月以上休業しようとするときは、休業しようとする日までにその旨を公安委員会に届け出なければならない。

第17条から第21条まで 削除

(業者及び代理人等の守るべき事項)

第22条 業者及びその代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 行商をするときは、常に、業者にあつては許可証を、代理人等にあつては業者から交付を受けたその代理人等であることを示す証票（次号において「従業者証」という。）を携帯すること。

(2) 許可証又は従業者証を他人に貸与し、又は譲り渡さないこと。

(3) 法定代理人又は成年の親族の同意を得ていない未成年者（以下この号において「未成年者」という。）と金属くず類の売買若しくは交換をし、又は未成年者から売買若しくは交換の委託を受けないこと。

(4) 金属くず類の売買又は交換を拒んだ者又は、その場に居合せた者に対し、害を加えようとする気勢を示し、又は著しく粗野若しくは乱暴な言動をしないこと。

(行政処分)

第23条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定による許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

(1) 業者が強盗、窃盗又は盗品等に関する罪を犯し罰金以上の刑に処せられたとき。

(2) 業者が第4条第1項第4号から第6号までのいずれかに該当するに至つたとき。

(3) 業者又はその代理人等がこの条例に違反したとき。

2 2以上の営業所を有する業者が、1の営業所につき、前項の規定により許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたときは、他の営業所についても、公安委員会は、情状により、第3条の規定による許可を取り消し、又は営業の停止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

第24条 公安委員会は、前条の規定により営業の停止を命じようとするときは、山口県行政手続条例（平成7年山口県条例第1号）第12条第1項の規定による意見

陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、山口県行政手続条例第14条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(手数料)

第25条 第3条の規定による許可、第6条の規定による許可証の書換え交付又は第7条の規定による許可証の再交付を受けようとする者は、山口県使用料手数料条例(昭和31年山口県条例第1号)の定めるところにより手数料を納付しなければならない。

(罰則)

第26条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条の規定に違反し、又は第23条の規定による処分に違反して金属くず類を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換した者

(2) 第9条の規定に違反した者

第27条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条、第12条第2項又は第13条第3項の規定に違反した者

(2) 第14条の規定による保管命令に違反した者

(3) 第12条第1項の規定に違反して必要な記載若しくは電磁的方法による記録をせず、又は虚偽の記載若しくは電磁的方法による記録をした者

(4) 第22条第2号から第4号までの規定により守らなければならない事項を守らなかつた者

第28条 次の各号の一に該当する者は、2万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(1) 第6条、第7条第1項、第8条第1項、第10条、第12条第3項、第13条第2項又は第16条の規定に違反した者

(2) 第15条第1項の規定による警察職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(3) 第22条第1号の規定により守らなければならない事項を守らなかつた者

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(その他)

第30条 この条例の施行について必要な事項は、公安委員会が定める。

